

通告順序第7号

9番 渋井 清隆 議員

一般質問答弁書

一 般 質 問 答 弁 書

作成課	総務課	9番	渋井 清隆 議員
質問事項	1. 土地改良区の理事・理事長等について		
内 容	<p>2021年（令和3年）11月第29号土地改良区広報会津宮川の理事長あいさつのなかで、「私儀、去る9月3日開催の総代会において役員選任により理事となり、その後の理事会において、この度、理事長に就任しましたので、ここに謹んでご報告申し上げます。」と記述されている。</p> <p>そこで伺う。</p> <p>1. 土地改良区は、土地改良事業を行うための団体として、法により特にその成立を認められている「公法人」であることは既にご承知のことと思います。</p> <p>ところで、町長が、会津宮川土地改良区（以下「土地改良区」という。）の総代会に於いて役員選任により理事となり、その後の理事会において理事長に就任しました。と述べられているが、①組合員から選任された理事なのか、②それとも組合員でない者から選任された理事なのか、③「理事・理事長」とは「株式会社」などで言う「社長、取締役・代表取締役、代表執行役」等と同じ位置づけになると考えます。</p> <p>そこで、町長が土地改良区の理事・理事長等を兼ねることができる法的根拠</p> <p>2. 土地改良区に対する出資の有無と金額</p> <p>3. 理事長の週における勤務体系（出勤日数等）</p> <p>4. 理事長の報酬の有無と報酬額</p>		
答 弁 要 旨	<p>9番 渋井議員の一般質問にお答えいたします。</p> <p>はじめに、「土地改良区の理事・理事長等について」</p> <p>であります、</p> <p>1点目の「理事の選任と理事・理事長を兼ねる法的根拠」</p> <p>につきましては、</p> <p>「組合員でない者」からの選任であります。</p>		

また、

「町長が土地改良区の理事・理事長等を兼ねることができる法的根拠」につきましては、
地方自治法第141条において
長の兼職禁止が規定されており、
そのなかに、土地改良区の理事・理事長は
明示されていないことから、
兼職禁止には該当せず、
長が、土地改良区の理事・理事長等を兼ねることができる
法的根拠であると判断しております。

2点目の「土地改良区への出資の有無」につきましては、
町からの出資はありません。

3点目の「理事長の勤務体系」につきましては、
週に1日、原則として金曜日に出勤し、
打ち合わせや決裁等を行っております。

4点目の「理事長の報酬の有無と報酬額」につきましては、
年額30万円であります。

一 般 質 問 答 弁 書

作成課	建設水道課	9番	渋井 清隆 議員
質問事項	2. 保管動産誤処分に係る弁護士委任契約等について		
内 容	<p>令和3年8月6日開催の全員協議会の場において、町営住宅外川原団地67号棟内保管動産誤処分の経過概要について資料に基づき説明があった。しかし、その資料には、動産の内容と町顧問弁護士と委任契約をする旨の記載はない。その後、令和4年2月8日開催された全員協議会における資料には町顧問弁護士と令和3年7月28日で委任契約をするとの記載しているだけである。そこで、①令和3年8月6日開催の全員協議会の場において、町顧問弁護士と委任契約締結に関しての説明を拒んだ理由、②動産に係る資料の提出を拒んでいる理由、③町顧問弁護士と委任契約を締結しなければならない理由について伺う。</p>		
答 弁 要 旨	<p>次の「保管動産誤処分に係る弁護士委任契約等について」 であります、</p> <p>1点目の「町顧問弁護士と委任契約締結」 につきましては、</p> <p>7月27日に開催予定であった全員協議会は 台風8号の影響により 8月6日の開催に延期されました。</p> <p>本来であれば、 7月28日から8月6日までの 内容を追記すべきでしたが、</p>		

当初の開催に向けて作成した資料を使用したため、
7月28日に締結した委任契約については、
記載しなかったものであります。

なお、質疑の中で、

「弁護士に交渉をお願いしている」

と回答していることから、

委任契約について説明を行ったものと

認識しております。

2点目の「動産に係る資料の提出」

につきましては、

動産の種類については、

8月6日開催の全員協議会での質疑の中で、

主な種類については

回答しているところでありますが、

2月8日開催の全員協議会での質疑では、

動産価値に関する内容も含まれていたことから、

示談交渉中のため、

回答を控えさせていただいたところであります。

3点目の「町顧問弁護士と委任契約を

締結しなければならない理由」につきましては、
相手方の求める金額と、
町顧問弁護士と協議の上 算定した賠償金額に
大きく隔たりがあるため、
職員での交渉は困難であると判断し、
町顧問弁護士と委任契約をしたものであります。

一 般 質 問 答 弁 書

作成課	総務課	9番	渋井 清隆 議員
質問事項	3. 庁舎の修補等について		
内 容	<p>庁舎屋根の点検・修補は数回にわたり実施したが、庁舎南側正面2階にあたる屋根と外壁の接合部分からいまだにバックアップ材と見受けられる物が垂れ下がっている。そうすると点検ミスにより修補が完了としたとは言い難い。何を根拠に検査確認し、修補完了と認めるのか当局の見解を伺う。</p>		
答 弁 要 旨	<p>次の、「庁舎の修補等について」であります、</p> <p>バックアップ材の垂れ下がりにつきましては、</p> <p>垂れ下がりが確認された箇所について、</p> <p>その都度、対処しており、</p> <p>過去に確認された箇所については、</p> <p>完了したものと認識しております。</p> <p>なお、検査の根拠につきましては、</p> <p>バックアップ材の垂れ下がりが</p> <p>解消されたことを、目視点検により確認し、</p> <p>完了と認めたものであります。</p>		